News Release



2022年10月28日

~法人・個人事業主さま向け~

事業性融資取引における「NCB 電子契約サービス」取扱開始について

西日本シティ銀行(頭取 村上 英之)は、当行所定の事業性融資取引をご契約いただく際に、電子化した契約書 (PDF) を Web 上で授受し、電子署名を付与することで契約の締結などができる「NCB 電子契約サービス」(以下「電子契約サービス」)の取扱いを開始しましたので、お知らせします。

法人・個人事業主のお客さまは、従来の「金銭消費貸借契約証書」(署名・押印含む)等を 差し入れていただく契約形態に比べ「電子契約サービス」を利用いただくことで、自社の業務 改善やコスト削減が期待できます。

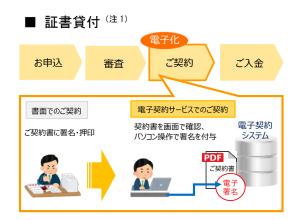
当行は、今後もさまざまなニーズに応じたサービスの提供により、お客さま起点の "One to One ソリューション"の提供に取り組んでまいります。

記

1. 「電子契約サービス」のメリット

- (1) 契約が Web で完結 契約書への記入や、印鑑証明書の取得、実印の押印が不要です。
- (2) 24 時間 365 日ご利用可能 クラウドサービスのため、銀行営業時間外でも契約手続きが可能です。
- (3) **印紙の貼付不要** 契約書は電子ファイルのため、印紙代が不要です。
- (4) ご契約内容をいつでも閲覧可能契約書は、インターネット経由でいつでもご覧いただけます。

<「電子契約サービス」を使用した契約等のお手続きイメージ>



(注 1) 証書貸付とは、「金銭消費貸借契約証書」 を差し入れていただく、一般的なお借入れ のご契約形態です。



(注2) 当座貸越とは、お借入れの限度額(極度)を設定 し、その範囲内で反復してお借入れが可能な ご契約形態です。なお、借入れのお申込 サービスをご利用いただくには、あらかじめ 当座貸越のご契約が必要です。

2. 「電子契約サービス」の概要

ご利用対象	当行所定の融資取引のご契約等
	・電子契約のご利用対象とならない取引や、諸事情により書面での契約をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。・具体的な対象のご契約につきましては、お取引店の担当者までお問い合わせください。
ご 利 用 いただける方	・インターネット接続が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末を保有の方・E メールアドレスおよび SMS の利用が可能な携帯電話またはスマートフォンを保有の方
ご利用時間	24 時間 365 日ご利用可能です。 ※ただし、月曜日から土曜日の 7:00~23:00 の動作保証時間を除き、メンテナンス等で 一時停止する場合がございます。
ご利用料金	1 契約あたり 11,000 円 (税込)※月額利用料は無料です。※サービスのご利用にかかる通信料はお客さまのご負担となります。
サ ポ ー ト 対象ブラウザ	O S: Windows8.1、10、11 (PC 版ページにおいてタッチパネルを除く) ブラウザ: Microsoft Edge、GoogleChrome モバイル: Safari (iOS)、Android (標準ブラウザまたは Google Chrome)

3. ご利用について

「電子契約サービス」のご利用には、あらかじめ利用申込書および本人確認資料のご提出など、以下のお手続きが必要です。



4. 取扱開始時期

2022年10月

以上

本件に関するお問い合わせ先 融資統括部 桑原・佐々野 TEL092-476-2781